

議案第17号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(刑事部の所掌事務)	(刑事部の所掌事務)

第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

(8) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第5条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(7) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。